

EDI-Master シリーズ 発注申請書

※本申請書をご提出いただく際は、注文書もあわせてご送付ください。

- ・ 本申請書は、製品のメール納品に必要な情報を含んでおります。
- ・ 申請書にご記入いただいた納品先メールアドレス宛に、納品物を送付いたします。
- ・ ご記入内容に不備がある場合、納品手続きに支障をきたす可能性がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 申請書に別紙が添付されている場合は、別紙の項目につきましてもご記入くださいますようお願いいたします。
- ・ 本申請書に記載いただいた個人情報は、製品のメール納品手続きに必要な範囲でのみ利用し、目的外利用や第三者への提供は行いません。

発注者(弊社へご発注頂く企業様)

*E-Mail欄について:全角文字で入力された場合は、自動的に半角文字に変換されます。

会社名		部署名	
氏名		役職	
E-Mail		TEL	
本申請書を添付するご注文番号			

納品先(ご指定が無い場合、「発注者情報」にご記入のご担当者様へご案内します。)

- ・ ①発注者情報にメール納品希望
- ・ ②下記宛先にメール納品希望(記入欄にご記入ください) ①にチェックが入っている場合、下記の記載は無効となります。

会社名		部署名	
氏名		役職	
E-Mail		TEL	

申請書に関するお問合せ

キャノンITソリューションズ株式会社 EDI製品担当

TEL:03-6701-3457 FAX:03-6701-3461 nts-mgr@canon-its.co.jp

EDI-Master

2026.7.21改訂

【別紙】発注申請書

対象製品	TISI株式会社 電子証明書「EINS/PKI for EDI」
	①本電子証明書は、弊社通信ソフト(*)で通信をする前提でのみご注文を承ります。 (*)EDI-Master B2B for JX-Client EDI-Master B2B for BANK TCP/IP-Client EDI-Master B2B for TLS Windows版 (Windows版のみ対応、旧製品名は「EDI-Master B2B TLS-Accelerator」) ご発注の際は、通信ソフトの保有状況をご確認いただき、以下A、Bいずれかご記入をお願いいたします。 A. 本証明書と同時に通信ソフト(*)を新規購入する。 B. 既に通信ソフト(*)を所有している ②ご発注後、弊社から最短第3営業日で「ライセンスID/クーポン番号」を通知いたします。 ライセンスID/クーポン番号をTISI社へ提出する申請書に記入ください。 ③新規ご購入時は、通知から5ヶ月以内に申請を完了いただかない場合、クーポン番号が無効となりますのでご注意ください。 ④更新ご購入時は、証明書の有効期限内に申請を完了いただく必要があります。 有効期限を過ぎると、再度新規ご購入で発注いただく必要がありますのでご注意ください。 TISI社への申請・審査完了後、証明書の利用が可能となります。詳細は次ページの申請イメージをご覧ください。 「※」箇所は必須

※本製品ご購入時

本製品の必要数をご記入ください

製品名	数量	新規/更新
TISI クライアント証明書(3年)		

※ 誓約 事項	本電子証明書を利用するお客様(エンドユーザー)は、下記に定める文書の各条項に同意の上、ご注文されるものとします。 * 販売店が代理で記入する場合も、必ずエンドユーザの同意を確認した上で、“同意済み”にチェックを入れてください。 認証局運用規定 (TISI) https://www.einspki.jp/repository_files/EINSPKI_EDI_CPS.pdf 利用者規約 (TISI) https://www.einspki.jp/repository_files/PN-E102.pdf	☐ 同意済み
	販売店記入欄 本電子証明書を販売店がお客様(エンドユーザ)あるいは代理店に販売する場合は、別紙「本サービスの再販売に関する特約条項」に同意の上、ご注文されるものとします。	☐ 販売店 同意済み

※同意されない場合、販売いたしかねます。

※同意されない場合、販売いたしかねます。

※弊社通信ソフトの保有状況 (A、Bいずれかにチェックを入れてください)

- ☐ A-1. 本証明書と通信ソフトを【同一ご注文書で】新規購入する
- ☐ A-2. 本証明書と通信ソフトを【別ご注文書で】新規購入する 通信ソフトご注文番号:
- ☐ B. 既に通信ソフトを所有している(下記枠内に、併用している弊社通信ソフトのシリアル番号をご記入ください)

※1 併用する弊社通信ソフト	※2 シリアル番号	※3 証明書ライセンスID	対応開始バージョン
EDI-Master B2B for JX-Client			2.2.0
EDI-Master B2B for BANK TCP/IP-Client			9.1.0
EDI-Master B2B for TLS Windows版 (旧製品名: EDI-Master B2B TLS-Accelerator)			1.1.2

※1 併用する通信ソフトは、右上記「対応開始バージョン」以降であること、且つソフトウェアサポート期間内にあることが前提となります。
通信ソフトのサポート期間は弊社ホームページ(https://www.canon-its.co.jp/products/edi_master/support/detail/period.html)をご参照ください。

※2 複数枚ご購入される場合は、上記シリアル番号欄にすべての対象シリアルをご記入ください。

※3 証明書ライセンスIDは、本製品を更新でご購入される場合にご記入ください。

証明書ライセンスIDは、TISI社からの証明書更新メールから取得いただけます。

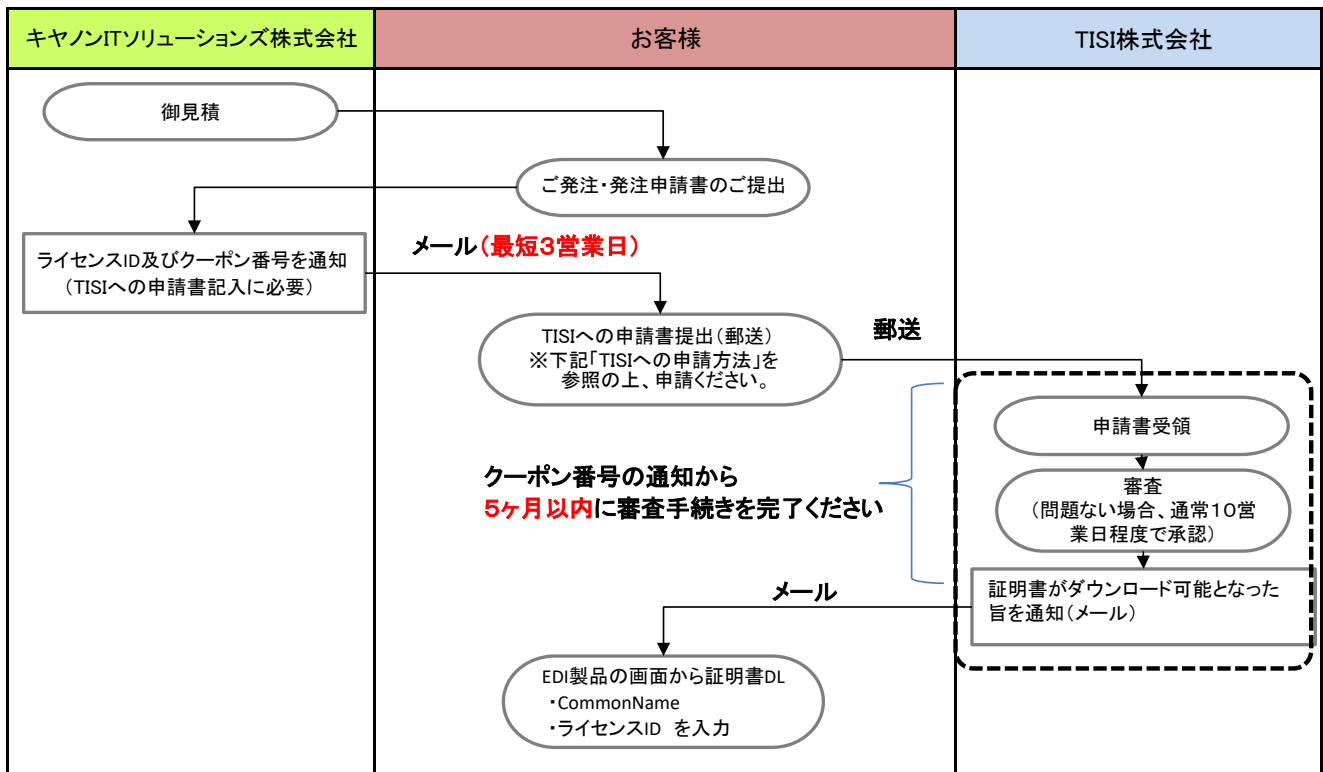
※4 確認のため弊社よりご連絡をさせて頂く場合があります。

発注申請書に関するお問合せ先

キヤノンITソリューションズ株式会社 EDI製品担当
TEL: 03-6701-3457 nts-mgr@canon-its.co.jp

EDI-Master
2026.7.21改訂

申請フロー(新規) イメージ図



TISIへの申請方法

以下の申請書類をご用意ください。申請書に記入するライセンスIDとクーポン番号は、証明書ライセンスのご発注後に弊社から通知いたします。

- ① EINS/PKI for EDI 証明書登録申請書
- ② EINS/PKI for EDI 証明書発行申請書(クライアント証明書)

※①、②は下記URLよりダウンロードご利用ください。

https://www.einspki.jp/support/manual_e_auto/

- ③ 法人の印鑑証明書
- ④ 法人の登記簿謄本

※ 印鑑証明書、登記簿謄本は 東洋経済新報社 企業データバンク もしくは帝国データバンク COSMOSNET に登録がない法人様のみ必要です。

※ 印鑑証明書、登記簿謄本は発行日より3か月以内の原本をご用意ください。

上記申請書類一式を下記までご発送ください。

〒221-8520
神奈川県横浜市神奈川区
新浦島町1-1-25 高層棟3F
TISI株式会社 TPSサービス部 EINS/PKI事務局
E-Mail : einspki-foredi-support@tisi.jp
TEL : 050-5828-7035

※①～④の申請書に関するお問合せは、上記へお問合せください。
(E-Mailのお問合せを推奨しております)

※ 発送にかかる費用はお客様のご負担となります。

申請後、登録完了メールをお送りいたします。
申請された証明書ライセンスIDを用いて、証明書自動取得を行ってください。

※本内容は予告なく変更させていただく場合がございます。

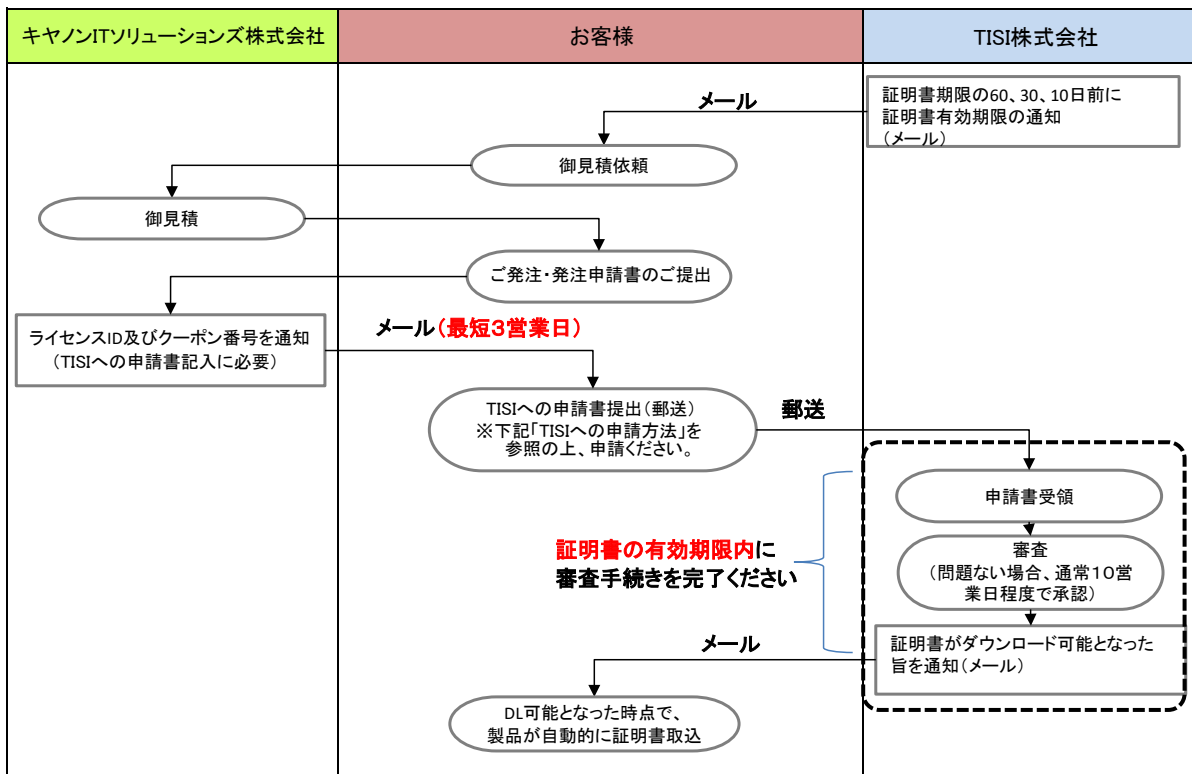
EDI-Master

キヤノンITソリューションズ株式会社 EDI製品担当

TEL: 03-6701-3457 nts-mgr@canon-its.co.jp

2026.7.21改訂

申請フロー(更新時) イメージ図



TISIへの申請方法

証明書の有効期限の2ヶ月前になりますと、申請時に「EINS/PKI for EDI 証明書登録申請書」に記載されたメールアドレス宛に、TISI株式会社より証明書更新のご案内メールが届きます。
新規購入時と同様の申請書類を再度お送りください。
申請書に記入するライセンスIDとクーポン番号は、証明書ライセンスのご発注後に弊社から通知いたします。
(ライセンスIDは、新規購入時と同じ内容になります)
※ 証明書の有効期限を過ぎた場合、申請フロー(新規)より申請をお願いいたします。

- ① EINS/PKI for EDI 証明書登録申請書
- ② EINS/PKI for EDI 証明書発行申請書(クライアント証明書)
※①、②は下記URLよりダウンロードしご利用ください。
https://www.einspki.jp/support/manual_e_auto/

③ 法人の印鑑証明書

④ 法人の登記簿謄本

※ 印鑑証明書、登記簿謄本は 東洋経済新報社 企業データバンク もしくは帝国データバンク COSMOSNET に
登録がない法人様のみ必要です。

※ 印鑑証明書、登記簿謄本は発行日より3か月以内の原本をご用意ください。

上記申請書類一式を下記までご発送ください。

〒221-8520
神奈川県横浜市神奈川区
新浦島町1-1-25 高層棟3F
TISI株式会社 TPSサービス部 EINS/PKI事務局
E-Mail : einspki-foredi-support@tisi.jp
TEL : 050-5828-7035

※①～④の申請書に関するお問合せは、上記へお問合せください。

(E-Mailのお問合せを推奨しております)

※ 発送にかかる費用はお客様のご負担となります。

申請後、登録完了メールをお送りいたします。

更新証明書の準備ができましたらご使用の通信ソフトが自動的に証明書のダウンロード・更新を行います。

※ 証明書の有効期限を過ぎた場合、証明書のダウンロード・更新は行われません。

本ページ下部の「発注申請書に関するお問合せ先」へお問合せください。

※本内容は予告なく変更させていただく場合がございます。

EDI-Master

キヤノンITソリューションズ株式会社 EDI製品担当

TEL: 03-6701-3457 nts-mgr@canon-its.co.jp

2026.7.21改訂

本サービスの再販売に関する特約条項

本特約は、貴社（以下、甲という。）がキャノン IT ソリューションズ株式会社（以下、乙という。）から、株式会社インテック（以下、丙という。）の電子証明書（詳細は別紙に定めるものとし、以下、本サービスという。）を購入し、本サービスの最終利用者（以下、エンドユーザーという。）に対して直接または乙の事前の承諾を得た甲の販売代理店（以下、甲代理店という。）を通じて販売するにあたり適用されるものである。

本特約に同意した場合に限り、甲は本サービスを乙から購入することができるものとする。

第1条（甲代理店に対する義務）

甲は、本サービスを甲代理店に販売する場合、甲代理店に本特約で甲が負う義務と同等の義務を課すものとする。

第2条（甲の販売促進）

甲は、本サービスの販売促進に最善の努力を尽くすものとし、原則として自らの費用で、販売促進に必要な合理的な人員及び設備等を整えるものとする。

第3条（エンドユーザーへの再販売）

1. エンドユーザーへの再販売は、甲または甲代理店とエンドユーザーとの間の契約に基づき行われるものとする。
2. 乙が本サービスに関する利用条件または利用約款等（以下「利用約款等」という）を提示する場合には、甲および甲代理店は、エンドユーザーとの契約において、当該利用約款等をエンドユーザーに対しても課すものとし、事前の書面による乙の承諾を受けることなく利用約款等に抵触し、または逸脱する規定を置かないものとする。
3. 第2項の定めにかかわらず、事前の書面による乙の承諾を受けることなく、甲または甲代理店がエンドユーザーと利用約款等に抵触し、または逸脱する契約を締結した場合、乙および丙は当該規定に関する責任は一切負わないものとする。
4. エンドユーザーが利用約款等に違反する行為を行った場合には、甲が当該違反行為を行ったものとみなすものとする。

第4条（エンドユーザーへの承諾、許可等）

甲は、エンドユーザーから権利義務譲渡等、利用約款等で重要な事項に関する承認または許可の求めがある場合、必ず乙に当該内容を事前に書面により通知し乙の承認を得たうえで、エンドユーザーへ承認または許可を行うものとする。

第5条（機密保持）

1. 甲および乙は、本契約に関して情報を開示する当事者（以下「開示者」という）から受領する当事者（以下「受領者」という）に対して、①“機密”である旨の表示を付した書面、電磁的記録媒体、

物品その他の有体物の提供または電子メールの送信により開示された情報、および②開示者が“機密”である旨指定の上で、口頭もしくは視覚的手段その他の無形の方法により開示し、開示者が、当該開示の日より 10 日以内に、当該開示の日付および内容を書面に記載し、かつ当該書面に“機密”である旨の表示を付した上で受領者に提供することにより開示された情報を機密情報として取扱い、本契約の目的以外に使用せず第三者に漏えいしないものとする。ただし、次に定めるものは機密情報には該当しないものとする。

- (1) すでに公知である情報
 - (2) 開示者からの取得後、自らの責めによらず公知となった情報
 - (3) 開示者からの取得前後に拘わらず、第三者から守秘義務を負わずに入手した情報
 - (4) 受領者自らが独自に開発、入手した情報
 - (5) 開示者が第三者に対して機密保持義務を課すことなく開示している情報
 - (6) 開示者自身が機密として管理していない情報
2. 前項の定めにかかわらず、受領者は、開示者から開示された機密情報につき、裁判所または行政機関等から法令に基づき開示を要求された場合は、次の各号の措置を取ることを条件に、当該裁判所または行政機関等に対して、当該機密情報を開示することができる。また、この開示に伴い必要な範囲に限り、機密情報を複製することができる。
- (1) 開示者に対して、開示内容、開示先、開示要求の根拠となる法令を速やかに書面で通知すること
 - (2) 機密情報のうち、適法に開示を要求された部分についてのみ開示すること
 - (3) 開示する機密情報に“機密”である旨を明示し、複製の禁止を求めるなど、機密としての保護を受けられるよう合理的な努力を尽くすこと
3. 乙は、本サービスに関与する第三者（丙、本サービスを構成するソフトウェアのライセンサー、本サービスに関する乙の業務委託先等をいう）に対しては、本サービスに係る業務のために必要な範囲において当該機密情報を開示できるものとする。
4. 甲および乙は、個人情報を取扱う場合、個人情報保護法を遵守するものとする。
5. 受領者は、本契約の履行上不要となった場合、または開示者から機密情報の返却または廃棄要望があった場合、速やかに開示者に対して、機密情報を返却するか、または開示者が指定する方法で廃棄するものとする。

第 6 条（通知義務）

甲において、本特約の履行に影響を与える事由が発生し、または発生するおそれがあると認めたときは、甲は遅滞なく乙に書面をもって通知するものとする。

以上

別紙

1. 本サービス

- ・ インターネット EDI 対応電子証明書「EINS/PKI for EDI」